

令和4年第3回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月9日(水) 午前9時30分から10時10分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (19人)

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	北村 勉 君
3番	三浦 弘文 君	4番	川崎 良巳 君
5番	高橋 克 君	6番	高村 國昭 君
7番	佐々木 一 榮 君	8番	柏田 雅俊 君
9番	佐々木 喜克 君	10番	中里 光明 君
11番	沼沢 こえ子 君	12番	豊川 敏雄 君
13番	竹原 誠 君	14番	時田 宏 君
15番	中川原 隆雄 君	16番	稲村 健一 君
17番	鈴木 徳治 君	18番	大沢 トモ子 君
19番	鳥谷部 甚一郎 君		

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第3号 法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について

議案第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第4 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第16号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について

議案第17号 令和4年度五戸町農作業労働賃金等標準額の設定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中 村 弘 幸 君
事務局次長	町 屋 剛 君
総務班長	川 村 悦 子 君
主 事	大 澤 翔 太 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から令和4年第3回五戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして、厚く御礼申し上げます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあるとおりです。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（中村） 本日、全員出席しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることとされておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、8番柏田雅俊委員、19番鳥谷部甚一郎委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の町屋次長を指名します。

議 長（岩井） それでは、日程第2 業務報告については、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（町屋） [業務報告の朗読及び説明]

議長（岩井） ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。

議長（岩井） 次に、日程第3 報告第3号「法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは議案書の1ページ、報告第3号と参考資料の1ページをご覧ください。

報告第3号法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について、令和4年2月8日付け日記第48号及び同年2月9日付け日記第50号の農地の転用事実に関する照会書について、登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて、(昭和56年8月28日農林水産省構造改善局長通達)に基づき農業委員3名と事務局職員が現地調査を行い下記のとおり回答したので報告いたします。

同通知「農業委員会の処理において」で、照会の日から2週間以内に登記官に回答するものとされているため、農業委員からは、岩井会長、川崎委員、沼沢委員の3名、事務局からは町屋次長、川村の5名で2月22日に現地調査を実施しました。

今月の照会件数は2件です。

1番、申請地の所在は大字切谷内字外ノ沢、畑。面積は●●㎡です。申請地には住宅が建っており、現況は宅地と判断いたしました。

2番、申請地の所在は字市川道十文字、畑。面積は●●㎡です。申請地には集合住宅が建っており、現況は宅地と判断し回答いたしました。

以上です。

議長（岩井） ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長（岩井） よろしいですか。
特に発言がないようですので、報告第3号を終わります。

議長（岩井） 次に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（大澤） それでは、今月の合意による解約に係る通知書の受理について説明させていただきます。

今月の通知書の受理は7件です。議案書の2ページ、参考資料の5ページを御覧ください。

報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したのでご報告いたします。

1番、大字浅水字鶴巻田、田、1筆。面積は●●㎡です。賃借人が体調不良となり、規模縮小をするために解約するものです。

2番、大字浅水字関口向、田、1筆。面積は●●㎡です。賃借人が体調不良となり、規模縮小をするために解約するものです。

3番、大字切谷内字段ノ森、大字上市川字上川原、田、2筆。面積は●●㎡です。遠距離で通作が難しいため解約するものです。

4番、大字倉石中市字新山平、田、2筆。面積は●●㎡です。新たな賃借人が現れたため解約するものです。

5番、字筒口川原、田、1筆。面積は●●㎡です。新たな賃借人が現れたため解約するものです。

6番、字太平楽、田、1筆。面積は●●㎡です。賃借人が高齢となり、規模縮小をするために解約するものです。

7番、字越掛沢、田、1筆。面積は●●㎡です。当該農地を貸す予定ではなかったため解約するものです。

以上です。

議長（岩井） ただ今の報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

します。

(「なし」の声あり)

議長(岩井) よろしいですか。

特に発言が無いようですので、報告第4号を終わります。

議長(岩井) ここで農地調査会、今月の調査委員は、4番川崎良巳委員と11番沼沢こえ子委員です。

調査委員席に着席ください。

(調査委員着席)

議長(岩井) 次に、日程第4議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(大澤) それでは、今月の農地法第3条の許可申請について、説明させていただきます。

議案書の4ページ、参考資料の21ページを御覧ください。

議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定より、下記農地の申請があったので審議を求めるものです。

今月の許可申請は、1議案7件です。

1番は、使用貸借による権利の設定に関する件、2番は、贈与による所有権移転に関する件、3番及び4番は、交換による所有権移転に関する件、5番から7番は、売買による所有権移転に関する件です。

1番、大字豊間内字金蔵塚、畑、2筆。面積は●●m²です。使用貸借の期間は5年間です。

2番、大字切谷内字菖蒲川上谷地・堤ノ下、田、4筆。面積は●●m²です。

3番、大字倉石石沢字境、畑、1筆。面積は●●m²です。

4番、大字倉石石沢字境、畑、1筆。面積は●●m²です。3番の申請地と4番の申請地を交換するものです。

5 番、大字倉石中市字上ミ平、畑、2 筆。面積は●●m²です。

6 番、大字切谷内字北田ノ沢、田、2 筆。面積は●●m²です。

7 番、大字上市川字外ノ沢・林ノ上、畑、5 筆。面積は●●m²です。

1 番から 7 番は、別添調査書にあります通り農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものではありません。農作業の規模拡大・効率化を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

ご参考までに売買価格をお知らせします。

5 番の売買価格は●●円。10 a あたり●●円です。

6 番の売買価格は●●円。10 a あたり●●円です。

7 番の売買価格は●●円。10 a あたり●●円です。

以上です。

議 長（岩井） ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、川崎良巳委員から、議案第 13 号について調査結果の報告をお願いいたします。

川崎良巳委員 農地法第 3 条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の 4 ページ議案第 13 号と、参考資料の 21 ページを御覧ください。3 月 3 日に岩井会長と沼沢こえ子委員及び事務局職員 3 名で現地調査を行いました。

1 番は、譲渡人の被保佐人と譲受人は知人で、譲渡人が管理できなくなったため、譲受人から申し出があり、農地を使用貸借するものです。

譲受人は、長芋、ゴボウを作付けするそうです。

2 番は、譲渡人と譲受人は親子で、父親が高齢になり譲渡人から申し出があり、経営を引き継ぐため農地を贈与するものです。

譲受人は、水稻を作付けするそうです。

3 番と 4 番については、譲渡人と譲受人は知人で、農地が隣接しており、双方の申出により農地を交換するものです。

交換された農地は、リンゴを作付けするそうです。

議 長（岩井） 暫時休憩します。

議 長（岩井） 休憩を解き会議を続けます。

川崎良巳委員 5番は、譲渡人と譲受人は共通の知人の紹介で知り合い、譲渡人から申し出があり農地を売買するものです。

譲受人は、スナップエンドウを作付けするそうです。

6番は、譲渡人の父親と譲受人は知人で、相対で農地を借りていたが、譲渡人から申し出があり農地を売買するものです。

譲受人は、水稻を作付けするそうです。

7番は、譲渡人と譲受人は知人で、相対で農地を借りていたが、譲渡人から申し出があり農地を売買するものです。

譲受人は、デントコーンを作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

議 長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

17番（鈴木） 7番の価格をお知らせください。

事務局（大澤） 7番の売買価格は●●円。10aあたり●●円です。

17番（鈴木） 全部同じ単価ですか。

事務局（大澤） 総額の金額になります。

議 長（岩井） その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおり決定しました。

議長（岩井） 次に、議案第 14 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは議案書の 7 ページ議案 14 号と参考資料の 52 ページをご覧ください。

議案第 14 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第 15 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。

今月の許可申請は、1 議案 1 件です。

1 番、農地の所在は字沢向、地目は畑。面積は●●㎡です。転用目的は宅地分譲です。農地区分は用途地域内の第 3 種農地と判断します。

以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して沼沢こえ子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

沼沢こえ子委員 農地法第 5 条の許可申請に係る現地調査の結果を御報告いたします。議案書の 7 ページ議案第 14 号と参考資料の 52 ページをご覧ください。

3 条申請と同じく、3 月 3 日に現地調査を行いました。

1 番は、譲受人は不動産業を営んでいるが、市街地内に宅地分譲地が少なく、需要が見込めるため宅地造成し販売する計画です。

周囲は、北側は畑となっており、東側と南側は道路、西側は宅地となっております。農業生産及び公衆衛生に支障ないよう処理し、家庭排水は下水道により処理することを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 14 号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

調査委員の方々、ありがとうございました。

指定席にお戻りください。

（調査委員、指定席に戻る）

議長（岩井） 次に、議案第 15 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは議案書の 8 ページをご覧ください。

議案第 15 号五戸町長より令和 4 年 2 月 25 日付け五農林第 350 号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1 議案 13 件で合計面積は●●m²です。10 a 当たり賃借料の下段のカッコ書きの数字は年額の賃借料です。1-1 番から 2 番は、農地中間管理事業の一括方式を利用した貸借です。3 番から 7-2 番は、利用権設定による貸借です。

1-1 番、農地の所在は大字上市川字堺谷地、田、面積は●●m²。10 年間の使用貸借です。

1-2 番、農地の所在は大字上市川字堺谷地、字弥三郎、田、計 2 筆、合計面積は●●m²。10 年間の使用貸借です。

2 番、農地の所在は字姥堤、田、面積は●●m²。2 年間の使用貸借です。

3 番、農地の所在は大字扇田字姥坂、字北ノ戻、字寺沢、田、計 10 筆。合計面積は●●m²。5 年間の賃貸借で、賃借料は 10 a 当たり●●円。年額●●円です。

4 番、農地の所在は、大字扇田字七百刈、田、2 筆。合計面積は●●m²です。水稻作付 2 作に相当する 1 年 10 ヶ月の賃貸借で、賃借料

は、10 a 当たり玄米●●kg、年玄米●●kgです。

利用権設定で何年何ヶ月という貸借期間は、水稻作付の場合に、終期を12月や1月の冬季に設定するためです。冬季には田の作業が無く返還可能な時期であり、新たな借り手が借りられこと、水稻の営農計画の届出に貸借の有無が間に合うこと、農作業の準備で忙しくなる前に更新の手続きが済むことなどから借受人と貸付人の両者納得の上で設定した期間になります。

5番、農地の所在は字上根前、田、面積は●●m²です。水稻作付5作に相当する4年10ヶ月の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり玄米●●kg、年玄米●●kgです。

6-1番、農地の所在は字姥堤、田、面積は●●m²です。5年の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり玄米●●kg、年玄米●●kgです。

6-2番、農地の所在は字上根前、田、2筆。合計面積は●●m²です。5年の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり玄米●●kg、年玄米●●kgです。

6-3番、農地の所在は字上根前、田、面積は●●m²です。5年の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり白米●●kg、年白米●●kgです。

6-4番、農地の所在は字上根前、田、面積は●●m²です。5年の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円、年額●●円です。

6-5番、農地の所在は字太平楽、田、面積は●●m²です。5年の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円、年額●●円です。

7-1番、農地の所在は大字倉石石沢字石沢後、田、面積は●●m²です。水稻作付3作に相当する2年9ヶ月の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円、年額●●円です。

7-2番、農地の所在は字姥堤、田、面積は●●m²です。水稻作付3作に相当する2年9ヶ月の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円、年額●●円です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 15 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 (岩井) 全員賛成ですので、議案第 15 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 (岩井) 次に、議案第 16 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判定について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 (町屋) それでは議案書の 13 ページ議案第 16 号と、参考資料の 71 ページからをご覧ください。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。
1 議案 2 件です。

1 番・2 番の大字豊間内字狐沢の田、計 2 筆について、令和 4 年 2 月 24 日、所有者から申出があり、10 年以上前から耕作していないため自然荒廃しており、農地に復元することが困難である土地です。

令和 4 年 3 月 3 日の農地調査会で現地確認した結果、農地法の運用について第 4 の (4) に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものです。2 筆、●●m²です。

説明は以上です。

議 長 (岩井) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (岩井) よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 16 号は非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 16 号は非農地と判断することに決定しました。

議長（岩井） 次に、議案第 17 号「令和 4 年農作業労働賃金等標準額の設定について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（町屋） 議案書の 14 ページ議案第 17 号をご覧ください。

「令和 4 年度五戸町農作業労働賃金等標準額の設定について」でございます。

2 月 25 日に役場庁舎において五戸町と新郷村の農業委員会会長と会長職務代理、事務局で標準額改定の打合せ会を行いました。15 ページをご覧ください。

青森県最低賃金が令和 3 年 10 月 6 日から●●円となり、昨年より●●円引き上げになりました。8 時間当たりになると●●円であるため、水田・畑作一般作業、果樹のせん定以外の賃金は前年から●●円増額の●●円に引き上げました。

果樹のせん定につきましては、隣接市町村が●●円に引き上げて設定していることから均衡を図るため、前年●●円から●●円引き上げ●●円といたしました。

水田・畑の耕起（機械）についてですが、燃料の高騰及び近隣市町村との均衡を図るため、前年●●円から●●円引き上げ●●円としました。

その他の標準額は、近隣市町村と均衡が図られているため前年と同額の据え置きとしております。

説明は以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13 番（竹原） 薬剤散布のブームスプレーヤーと堆肥散布のマニアスプレッダそれらについて新郷地区から意見がなかったですか。私の地区の畜産農家からもう少し上げてくれないかという話があったのでどうでしょうか。

事務局（町屋） その点には質問はございませんでした。意見もございません

でした。

13番（竹原） 単価は去年と同じですか。

事務局（町屋） はいそうです。あくまでも標準額ですので、お互いで調整していただければと思います。

13番（竹原） はい、分かりました。

議長（岩井） そのほかございますか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。議案第17号について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
これをもって、令和4年第3回五戸町農業委員会総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和4年3月9日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員